

第 6 9 号議案

一般職員の特殊勤務手当支給に関する条例の一部を改正する
 条例設定について

一般職員の特殊勤務手当支給に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり
 設定するものとする。

令和 3 年 6 月 7 日

提出者 八王子市長 石 森 孝 志

一般職員の特殊勤務手当支給に関する条例の一部を改正する条例

一般職員の特殊勤務手当支給に関する条例（昭和 2 8 年八王子市条例第 2 4 号）
 の一部を次のように改正する。

改 正 後		改 正 前		
附 則 1 (略) (特殊勤務手当の特例) 2 第 3 条の規定にかかわらず、職員が、新 型コロナウイルス感染症（病原体がベータ コロナウイルス属のコロナウイルス（令和 2 年 1 月に、中華人民共和国から世界保健 機関に対して、人に伝染する能力を有する ことが新たに報告されたものに限る。）で あるものに限る。以下同じ。）に係る業務 （次の表の 右欄 に規定する業務に限る。） に従事したときの特殊勤務手当の種類 及び 支給範囲は、同表に定めるところによるも のとし、当該特殊勤務手当の支給額は、日 額又は 1 勤務につき 5, 0 0 0 円を超えな い範囲内において、市規則で定めるものと する。		附 則 1 (略) (特殊勤務手当の特例) 2 第 3 条の規定にかかわらず、職員が、新 型コロナウイルス感染症（病原体がベータ コロナウイルス属のコロナウイルス（令和 2 年 1 月に、中華人民共和国から世界保健 機関に対して、人に伝染する能力を有する ことが新たに報告されたものに限る。）で あるものに限る。以下同じ。）に係る業務 （次の表の 中欄 に規定する業務に限る。） に従事したときの特殊勤務手当の種類、 支 給範囲及び支給額は同表に定めるところに よる。		
手当の種類	支給範囲	手当の種類	支給範囲	支給額
危険業務手 当	(1) 医師、看護師 （准看護師を含 む。）その他の 職員（市長が指	危険業務手 当	(1) 医師、看護師 （准看護師を含 む。）その他の 職員（市長が指	日額又は 1 勤務 3, 0 0 0 円

	<p>定する者に限る。)が、新型コロナウイルス感染症に係る患者の治療、看護その他の業務又は当該感染症の病原体その他これに準ずるもの(市長が指定するものに限る。)に接触する業務に従事したとき。</p>		<p>定する者に限る。)が、新型コロナウイルス感染症に係る患者の治療、看護その他の業務又は当該感染症の病原体その他これに準ずるもの(市長が指定するものに限る。)に接触する業務に従事したとき。</p>	
	<p>(2) 職員(前項に規定する職員を除く。)が、新型コロナウイルス感染症から市民の生命及び健康を保護するために行われた措置に係る業務であって市長が指定するものに従事したとき。</p>		<p>(2) 職員(前項に規定する職員を除く。)が、新型コロナウイルス感染症から市民の生命及び健康を保護するために行われた措置に係る業務であって市長が指定するものに従事したとき。</p>	<p>日額又は1 勤務 2, 000円</p>
<p>3 (略)</p>			<p>3 (略)</p>	

附 則

(施行期日等)

- この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の一般職員の特殊勤務手当支給に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、令和3年1月8日(以下「適用日」という。)から適用する。

(経過措置)

- 適用日前にこの条例による改正前の一般職員の特殊勤務手当支給に関する条例(以下「改正前の条例」という。)に規定する業務に従事したことにより支給することとなった危険業務手当で、適用日以後に支給するものについては、なお従前の例による。

(2 歴日にわたる勤務の取扱い)

- 改正後の条例の規定は、2 歴日にわたる勤務にあっては、適用日以後に始まる勤務から適用し、適用日前から始まる勤務については、なお従前の例による。

(危険業務手当の内払)

- 4 改正前の条例の規定により危険業務手当を支給された職員で、改正後の条例の規定による危険業務手当の支給を受けることとなるものについては、改正前の条例の規定により支給された危険業務手当は、改正後の条例の規定による危険業務手当の内払とみなす。

